

行政機關の行為と公平の原則（四完）

—英國司法部の機能に関する一考察—

釜 田 泰 介

目 次

- 一、はじめ
- 二、司法救済とその問題点
- 三、行政機関と Certiorari
- 一九六〇年以前の問題状況— (以上1111号)
- 四、行政機関と Rules of Natural Justice
—一九六〇年以前の問題状況II— (1114号)
- 五、行政機関と Duty to Act Judicially
—Ridge v. Baldwin 事件の意義— (1116号)
- 六、行政機関と Duty to Act Fairly
—Ridge v. Baldwin 事件以降—
- 七、むすび (以上本号)

六、行政機関と Duty to Act Fairly

(上)

行政機関による権限行使手続の適正化を考える際一九六三年の Ridge v. Baldwin 判決は二つの注目すべき見解を示していた。一つは Lord REID に代表されるもので行政機関の司法的行動の義務はその行使してごく権限が国民の権利に影響を及ぼすようなものであれば生じてくるという解釈であった。しかも二つめは Lord HODSON の見解で、当該行政機関の行使している権限の性格が行政的なものであっても Natural Justice 則の適用はありうるというものであった。⁽¹⁾この二つの見解は表現を少し異にするがいずれも行政機関の Natural Justice 則遵守義務の有無という問題に対する解答を示しているのである。ただ前者はその問題を certiorari による救済との関係で表現しているのであり、後者は Natural Justice 則遵守義務そのものを取り扱っているのである。Lord REID の見解は「臣民の権利に影響を与えるような問題を決定する法律上の権限を持ち、かつ司法的に行動する義務を帯びている機関がその法的権限を逸脱した行動をする時」⁽²⁾は」の機関は裁判所の出す certiorari に服するものとした Lord ATKIN の命題を十九世紀先例に照らして再解釈したものであった。すなわち行政機関の行使する権限が個人の権利に影響を及ぼすような性格をもつ場合、その権限は Natural Justice 則に従って行使されねばならない」ということであった。そして、これが Lord ATKIN の立場であると同時にそれ以前の先例の立場でもあったとして十九世紀先例への復帰、十九世紀裁判所の態度の再生をはかったわけであった。これにより二十世紀半ばの裁判所をわずらわせた司法的行動の義務の有無を権限付与法規の法解釈より引き出すというあの思考方法からの脱出の道を示したのであった。この同じことを見 Lord HODSON は同じく十九世紀先例に依拠することによって権限の性格が行政的なものであってもその一事をもって Natural Justice 則の適用を排する理由とはならないとしたのであった。しかしこの両者の見解はいずれも新しい理論構成により新しい立場をうち出したところではなく、その特質は先例への復帰という点にあつたといえるので

ある。Nakkuda Ali に代表される一連の判決は、国会がある権限を行政機関に付与した時その権限はどのように行使されるべきだと考えていたのかを解明することに力点を置いてきた。この立場が最大限譲りうる点は、二当事者間に争いが存在しているという裁判類似のパターンを行政過程に見い出す場合だけであった。そこで近年の裁判所は Natural Justice 則の遵守義務を認定するに先立ち、右のような意味での司法的要素の認定作業にたずさわってきたわけである。しかしこの分析方法には一つの大きな欠点があった。それは二当事者間の争いというパターンを持つていない行政過程に巻き込まれた国民を救済することの不可能性ということであった。Ridge v. Baldwin 事件が提起していた問題はまさにこの型に属するものであった。ゆえに前述した判断のように、権限行使の結果の重大性から逆に手続則を引き出そうとする考え方は近年の英国司法部の立場を考えるかぎり画期的なものであった。ただそれはち密な理論構成による正当化によりなされたというより、強引な篡奪とも言いうる方法によりなされたのであった。Lord REID にしても、本来裁判所はこのように考えて行っていたのであるとしただけでありなぜそうなのかという論争には答えていなかつたのである。しかしこの問題はもともと論理的解明の可能な問題ではなく、行動の公平性を行政機関にも求めるかどうかという政策の問題である。⁽⁴⁾ したがってたゞ Ridge v. Baldwin 判決が非論理的色彩をもつていても、その結論に国民の公平感覚に訴えるものがあるかぎり一般には難なく受け入れられる面をもつていたわけである。ではその後の裁判所にこの判決はどうのような影響を及ぼしたであろうか。以下一九六三年以降の傾向につき概観を試みることにしたい。

ハリド考へぬべきは Ridge v. Baldwin の結論、すなわち行政機関の権限行使が国民の財産権に影響を及ぼす場合には当該行政機関は Natural Justice 則を守らねばならないという結論は確かに多くの賛同を得る面があったのであ

るが、前述したように貴族院はその理由づけを十九世紀先例において裁判所は「のよつた立場をとつてゐた」ということだけに依つていたところである。その十九世紀の数々の判例の中、Lord REID が依拠した判例は一八六八年の Cooper Case⁽⁵⁾ である。ルーリーがその Cooper Case において財産権が問題となつたものであつたが、当時の裁判所は何人も聽問の機会を与えられることなしにその財産を剝奪されるべきではないという判断と同時に、当該行政機関の権限の性格は司法的なものであるとも判断していたのである。⁽⁶⁾ Lord REID は「の判決が権限の性格を司法的であると判定したところには言及せずに、その権限が国民の家屋という財産権に影響を及ぼすものであったという事実と、その事実の下で裁判所が聽問の機会を当該市民に与えねばならないと判断したという点とを重視したのであつた。

Lord HODSON が依拠した事件は一八三一年の Capel v. Child 事件であった。⁽⁷⁾ この判決においても当時の裁判所は「該機関の権限の司法的な側面を強調して Natural Justice 則の遵守を求めたものであつた。しか」 Lord HODSON はこの司法的と判断したこととを先例として重視したのではなく、「の権限は行政的なものといふると彼自ら判断し、その行政的といふるのに Natural Justice 則は適用されたのである」という実際面に注目したのであつた。したがつて両当事とも十九世紀の裁判所が司法的性格について論じてゐたことについては理論的検討を行つてはいる面がある。ゆえに今回の Ridge 判決が避けて通つてゐるの面に限定して考えれば、むしろ Natural Justice 則の適用に先立つてその権限の性格が行政的か司法的かとなることを問題にする「そ先例の立場である」という解釈も、大いに可能になつてくる。ゆえに理論的には Nakkuda Ali が提起した司法的行動の義務を課せられてゐるもののみが Natural Justice 則遵守義務を負わざれど、またそのもののみに対し certiorari は出されうるという命題の是非は解決されていないのである。この点から言えば、この論争は今後も続く可能性を残してゐたのである。

しかし同時に司法的か行政的かという機能分析の限界も一九六三年の段階でほぼ出でて來ていたとも言えるのである。一方、行政機関による国民の自由、権利に關わる判断がますます増加してきて、その判断結果に対する不満の司法救済を求める声が大きくなってきた。おそらくこの段階で英國裁判所に課された課題は、司法的行動の義務の有無を判断するに際して権限の性格を重視するという立場に固執するか、それとも権限行使が國民の権利に与える影響を重視するという立場をとるかということであった。救済という点より見るかぎり、後者の立場が國民により大きな機会を与えていた Ridge v. Baldwin 判決の示すところである。しかし Natural Justice 則が本来裁判所に課されてきたルールであるという基本的性格は変わらず、行政機関が行政的機能を果していいる時になぜ Natural Justice 則を守らねばならないのかという英國憲法の構造上にある根本的な問い合わせがまた持ち上ってくるのである。これが英國裁判所の直面して止むを得ないジレンマであった。これを乗り切る新しい考え方が Ridge v. Baldwin 以降生まれてくるのである。

まず指摘すべきは一九六〇年代後半から司法的に行動する義務 (Duty to Act Fairly) と、もう一つのがひんぱんに主張されるようになつた「⁽⁹⁾」とやういふものである。この二つの見解を一九六〇年代の判決にみられた司法的要素の認定を行うといふ立場が後退していくことである。この二つの見解を一九六〇年代に初めて展開したのは Lord PARKER であり、それは次のような一九六六年の In re H. K. (an Infant) 事件においてであった。

以上の事件を概観するに當る。

The Commonwealth Immigrants Act, 1962 は入国管理官の権限につき次のようく定めている。⁽¹⁰⁾

11条(1) 「本条の以下の規定に従い入国管理官は、英國へ入国する（または入国しようとしている）英連邦國民で本

法の一条が適用される者を本条にもとづいて取り調べた結果、

(a) 彼の英國への入国許可を拒んでよい。

(b) 彼がここに滞在を許される期間を制限する条件に従つて彼を英國へ入国させてよい。この場合ここにおける就業を制約する条件をつけてもつけなくてもよい。」

二条(2)「入国許可を拒んだり、この項に定める条件に従つて許可したりする権限は、次の二点のいずれかについて入国管理官を納得さす者の場合には行使されない。

(a) その者が英國に通常居住しているか、または過去二年のいざれかにここに居住していた者であること。

(b) その者が英國に居住している英連邦国民の子供で十六歳以下であること。」

右条文との関係で持ち上つた本件の事実関係は次のとくである。本件原告 A. R. (パキスタン生れ) は一九六一年渡英して以来英國で就業していたが一九六六年西パキスタンにいる家族のもとへ一時帰国し、十一月二十一日、息子を同伴してロンドンの空港へ着陸した。入国に際してこの父子には前述した一九六二年法が適用されるわけであるが、父親 A. R. の入国には何ら問題は生じなかつたが息子の入国に関し次のような難点が生じた。H. K. の入国が許されるためには前述の一九六二年法二条(2)(b)により、H. K. は A. R. の子供で現在十六歳以下であることを入国管理官に対し立証しなければならない。A. R. は H. K. は自分の長男で十六歳以下であるから一九六二年法二条(2)(b)により英國へ入国する権利をもつていると主張したが、一九五一年二月二十九日生れという実在していない出生年月日を記したパスポートを所持している H. K. は入国管理官の印象では法定年齢を越えているようにみえたので医官の取調べを受けさせたところ、医官は十七歳以上と判定した。そこで入国管理官は父子を別々に面接することにした

が、その結果彼の疑惑は増すに至ったため事件を首席入国管理官へ付託した。首席入国管理官も面談の結果、H. K. の年齢につき納得がえられなかつたため入国拒絶の決定を下し、十一月二十日正午付で H. K. の本国送還を決意したところ翌朝新聞で H. K. が学校卒業の証明書を持っていたということを知つたので、再度父子を面接して取調べた。しかし依然として年齢が十六歳以下であるという点につき納得がいかなかつたのみならず H. K. が A. R. の子供であることについても疑惑が生じたので H. K. のペキスタン送還を指令した。ソニド A. R. はこの決定を取り消す移送令状を裁判所に求めたのが本件である。原告は、入国管理官は本件の少年が十六歳以下であるかどうかを決定するに際して司法的または準司法的能力で行動している、従つて Natural Justice 則を遵守しなければならないと主張した。

Lord PARKER はこの問題につき次のような意見を述べた。曰く「司法、準司法という言葉が一般に理解されているような意味で入国管理官が司法的、準司法的に行動しているといわれるかどうか私には自信がない。しかし同時にたとえ入国管理官が司法的または準司法的機能を果していいるのでも彼は少くとも規定されている事項について彼を納得させるよう入国者が説明をする機会を入国者に与えなければならず、そして説明するためには入国者が入国管理官の疑惑を晴らすことができるよう彼の直接の印象はどんなであつたかを入国者に知らせなければならぬと思う。これは司法的に行動したり行動するよう求められているという問題ではなく、公平に行動するよう求められている問題であると私は思う。良き行政と正しい判断は単に不偏性やその問題に全精神を集中することのみを求めるのではなく、公平に行動することを求めるのでなければならない。そして個々の事例の状況が許す限定された範囲と行政官が行動している立法上のわくの中で、すなわちこのような制限された範囲でいわゆる Natural Justice

則は適用される。このルールはこのような事件においては単に公平に行動する義務である」と。そして機能分析論に立つての Natural Justice 則の適用の有無に対し次のように評釈する。

「もし司法的（準司法的）に行動する義務がないならどんな裁判所にも介入する権限は存しないと時折主張されてきた。私はそれを有名な Nakkuda Ali 事件の中にみつける⁽¹²⁾として同事件の Lord RADCLIFFE の判断を引用したのち彼の意見について次のようない見解を示す。曰く「これはもし司法的に行動する義務が存在していなら、その時は原告に正義が要求する本質的要素を与えられなかつたとしても裁判所が介入することは不可能であろうということを述べているものと理解されるかもしない。しかし司法的に行行為する義務が存在しないかぎり司法手続に訴える義務はない」ということより以上のことを言おうとしていたかどうか私は強く疑う。私はもし司法的に行動する義務がなければその時は公平である義務さえ存在しないと、彼が言おうとしているとは思わない」⁽¹³⁾」

以上の「」とく入国管理官には公平に行動する義務が課せられていたとした。本件ではその義務は守られたか。Lord PARKER は「父と息子の兩人とも彼らが当局を納得させねばならない」とについて十分知っていたことは明らかである。彼らはそうするための十分な機会を与えていた。そして入国管理官が納得しなかつたという事実は当法廷にとつては問題ではない」と本件の決定は公平な手続をふんで到達されたものであると判定した。

」のような Lord PARKER の見解については次のような点が注目されるべきであろう。まず第一に司法的に行動する義務といつものに対比させて公平に行動する義務という新しい概念を提唱したことである。しかもこの義務は伝統的機能分析の立場からする司法的機能なるがゆえに課されるというのではなく、司法的とも準司法的機能とも認定されない場合、すなわち行政機関が行政的機能を果している場合でも守らなければならない義務であるとしているの

である。そして司法機能を果していない機関がなぜ」のような義務の拘束をうけるべきなのかについては、良き行政と正しい判断を下すためには公平に行動する」とが不可欠であるとするのである。すなわち行政官が行政的機能を果していとしてもそれがゆえに手続が無制約となるというのではなく、その行政的機能そのものを正しく遂行するためには当然公平に行動しなければならないとしているのである。第一に公平に行動する義務といいうものを司法的行動する義務から分離して考え方とするのはあるが、その各義務の具体的な内容はほぼ一致していることである。司法的に行動することの内容は Natural Justice 則の遵守ということであるのに對し、公平に行動する義務の内容はこの Natural Justice 則中の基本的なもの、すなわち本件に關していくれば關係人に本人に不利益をもたらすような事項につき告げそれに対し弁明をさせる義務ということになる。これはいわゆる聽聞の内容をなすことであるから」の一つの義務は名称は異つてもその内容は必ずしも異なるものではないといえるのである。第三に注目すべき点はこのような新しい概念を提唱したことの意義である。Lord PARKER は行政手続に一定の枠をはめるという問題を從来のように司法的行動の義務の有無とか Natural Justice 則遵守義務の有無という角度よりとり上げず、したがつてこれらに伴いがちな機能分析を避け、公平という國民生活の中に定着しているフェア・プレイの感覚に合致するものを提唱したのである。Natural Justice 則には司法的要素との結びつきを否定できない面があるがフェア・プレイの觀念はたとえ純粹な行政機能の行使過程におけるても当然要請されるものであろう。それほどの語のもつ響は一般性、普遍性をもつてゐるのである。」の觀念に着目した点に」の判決の意義があるといえよう。しかしこのように公平に行動する義務という考え方は Lord PARKER が初めて使つた言葉ではない。すでに本稿でも考察したが、一九一一年の Board of Education v. Rice 判決において Lord LOREBURN は、文部省は法定され

ている問題を処理するに際し誠実に行動し公平に両当事者の言い分に耳を傾ける義務を負わされている」とを指摘し、このようないことは何事かを裁定する者にはすべて課されている義務であると述べていたのである。この一般的表現はこの事件の具体的状況との関係で述べられたことであるからこのルールの適用を「二当事者間の争い」型の事件にのみ適用していいことが可能である下で、Lord PARKER の論理はこの見解の一般性をうけつぎ発展させたものとみなされることがである。すでに存在している先例の中に流れてくる普遍的要素をさらに別の形態の事件に適用発展させたいことに意義が見い出されるといえよう。

このような特質をもつ Lord PARKER 論理はその後の事件で多くの判事の共感を呼ぶのである。たとえば一九六八年には外国人の滞在期間延長願が内務大臣によって拒絶された Schmit and another v. Secretary of State for Home Affairs 事件⁽¹⁶⁾において内務大臣に聴聞を行う義務があつたかどうかが争われた。従来こののような問題を考える際に内務大臣が行政的な機能を果していったか司法的機能を果していったかによって判定されてきたが、これに対し Lord DENNING は「このような区別はもはや効力がない」。Ridge v. Baldwin 判決における意見は行政機関は適切な事件においてはその判定によって影響をうける人に陳述をする機会を与えるべきだないと示している。それはすべてその人がある権利、または利益、またはある正当な期待をもつていているかどうかによって決まるのである。そしてその人が言うべきことを聞かずにそれらを取り上げてしまふのは公平でない」として前述の Lord PARKER の判断に言及しているのである。

その他入国管理官の公平に行動する義務を認めた事件として一九六八年に Re Mohamed Arif (an Infant)⁽¹⁷⁾ v. R. v. Chief Immigration Officer, Limpne Airport, ex parte Anrik Singh がある。

一九七〇年代に入りよりの題回をいたゞく判例は、いか数々のものが認められる。その代表的なものに觸及してみた。

- (1) Ridge v. Baldwin, (1963) 2 All E. R. 66, 77-78, 113-114.
- (2) R. v. Electricity Commissioners, Ex parte London Electricity Joint Committee Co., (1923), (1923) All E. R. 150, 160-161.
- (3) (1951) A. C. 66.
- (4) Malloch v. Aberdeen Corporation (1971) 2 All E. R. 1278, 1293-1297; Paul Jackson, *Natural Justice* (Sweat & Maxwell, 1973), p. 36.
- (5) Cooper v. Wandsworth Board of Works (1863) 14 C. B. (N. S.) 180.
- (6) D. C. M. Yardley, *A Source Book of English Administrative Law*, (Butterworth, 2nd ed., 1970), pp. 116-118. 本稿 第一章註(4)参照。
- (7) Capel v. Child, (1832) 2 Crompt. & Jer. 558; 149 E. R. 235.
- (8) 本稿第五章註(4)参照。
- (9) (1967) 2 Q. B. 617.
- (10) Commonwealth Immigrants Act, 1962, S. 2 (1) (2); In re H. K. (AN INFANT), (1967) 2 Q. B. 624-625.
- (11) ibid., 630.
- (12) ibid., 631.
- (13) (1911-13) All E. R. 36.
- (14) Schmit and another v. Secretary of State for Home Affairs (1969) 1 All E. R. 904. 原告は the Hubbard College of Scientology の学生として英國に滞在した外国人であるが、滞在期間が切れた際勉強を完了するための目的で滞在期間延長許可願を内務大臣に提出したが、内務大臣がこれを拒絶したための決定は違法無効のものと認められ提訴した。が、原告の訴訟は上訴に及ばず。

本件はその上訴に対し判断を示したものである。本件において原告は、内務大臣は学生の滞在延長願を拒絶する前に学生に對し聴聞の機会を与えるべきであったのにそれを与えなかつた、ゆえに大臣は Natural Justice 則を遵守しなかつたと主張した。この争点に対し Lord DENNING は次のように否定的見解を述べている。「私はこの主張の根拠が理解できない。もちろん私は公務員がある人からその自由または財産を奪う権限をもつてゐる場合の一般原則は、そのようなことはその人に聴聞をうける機会を与えずに、またその人自身のために意見を表明する機会を与えることなしになされねばならないということである、といふ」としてはまったく賛成である。しかし外国人の場合においてはそれはいく分異つてゐる。というのは外国人は国王の許可による以外ここにいる権利をもつていないのである。そして内務大臣はたゞ国外追放命令の場合においても外国人のための意見表明の義務はない（実際には内務大臣は通常それをしてくるけれども）と考えられてきた。」*R. v. Leman Street Police Station Inspector and Secretary of State for Home Affairs, Ex p. Venicoff* (1920) 事件においてそう判決された。そしてこれは *Soblen's Case* (1962) において司法廷により踏襲された。これらの事件における判決のじくつかは内務大臣は行政権を行使していゝのであって司法行為を行つてゐるのではないかと、いう事実に基づいていた。しかしこの区別はもはや効力がない。*Ridge v. Baldwin* 事件における意見は行政機関は適切な事件においては、その判定によつて影響をうける人に陳述をする機会を与えないことを示している。それはすべてその人がある権利または利益またはある正当な期待をもつてゐるかどうかによるのである。そしてその人からその人が言わねばならないことを聞かずにその権利を取りあげてしまうことは公平でないことにならう。かくして *Re H. K. (an Infant)* 事件においては、英連邦市民はもし彼が十六歳以下であるならこの国へ入国を許される権利をもつてゐたのである。入国管理官は彼が十六歳以下であることによつて納得がいかなかつたので彼の入国許可を拒絶した。Lord PARKER はたとえ入国管理官が行政的能力で行動していたとしても彼らは公平に行はれる義務があると判決した。このことは入国管理官は移民が十六歳以下であると、これを意味してゐた。対照的なのはその後の事件 *R. v. Secretary of State for the Home Department, Ex p. Aktar Singh* において英連邦市民は、英國で機会をみつけて結婚しようと思つて渡英してきただと述べた。彼は許可されるべき権利をまったく持つていなかつた。法律は入国管理官に拒絶する完全な裁量権を与えていた。Lord PARKER は入国管理官は移民になぜ彼が入国を拒絶されたかを告げる義務はないし、また彼に陳述する機会を与える義務もないと判決した。もしれが英連邦からの移民に対する法であるなら、それはなおさら外国人にとっての法であるだろ

う。外国人は許可による以外この国へ入国する権利を持たない。もし彼が一定期間入国する許可を与えられるなら彼はその許可された期間より一日でも長く滞在する権利を持つていない。もし彼の許可がその時間が満了する前に取消されるなら彼は陳述する機会を与えられるべきであると私は思う。というのは彼は許可された期間は滞在を許されるという正当な期待をもつているだろうからである。」のような事例における以外は外国人は滞在を許可される権利をもっていないし、また正当な期待をもつていてない。彼は理由を告げられずにそして聴聞されることなしに拒絶されうる。ひと度彼の時間が満了したら彼は国外退去しなければならない。しかし喜こぼしいことには実際上は内務大臣は専断的に行為していないと私は思う。内務大臣は常に彼の前に提出される陳述を考察する用意がある。実際われわれは彼がこの種の事件で陳述を考察するという方針をとっていると聞かされている。われわれはまた Sir Roy WILSON らが外国人の国外追放に対する上訴制度について勧告したことも知っている。これはほどなく立法化される可能性はあるが、いまだ法律とはなっていない。」

この Lord DENNING の意見は Ridge v. Baldwin の House of Lords の論理を適用して問題を解決しようとした面が明解にでていて興味深い。Lord DENNING は本件において内務大臣に Natural Justice 則遵守の義務があるか否か判断するのに伝統的な機能分析論法はとらない。彼はその論法は Ridge v. Baldwin 判決により否定されたとし、これにかかる Ridge 判決の論理は行政機関の決定により影響をうけるものがその当事者のもつている権利とか利益とか正当な期待とかである場合には行政機関はその当事者に聴聞の機会を与えねばならないということであつたと解釈する。言いかえれば聴聞の機会を与える義務が行政機関にあるか否かは行政機関が司法的機能を果していたか行政的機能を果していたかによって結果に違いがでてくるのではなく、決定の当事者が何らかの権利、利益、期待を持っていたかどうかにより右義務の存否は決定されると解するわけである。この解釈からして一九六六年の Re H. K. 事件を評してこの事件においては十六歳以下の者は入国する権利を有していたがゆえにこれについての判定に際しては入国管理官は公平に行動する義務があったのであるが、Ex p. Aktar Singh 事件においては当事者はまったく権利を有していないかったがゆえに入国管理官は告知聴聞の義務を負うていなかつたとする。そして本件における外国人の滞在問題については、もし外国人に許可されている滞在期間内においてその許可を取消されるという場合には当該外国人には許可期間中滞在を許されるという権利または期待があるのであるから聴聞の機会を与える義務が内務大臣に負わされるが、許可期間満了時にはすでに権利は消滅するがゆえに聴聞の機会を与える義務はないとするわけである。

(17) *ibid.*, 904.

(18) (1968) Ch. 648, 660.

(19) (1969) 1 Q. B. 333.

（二）

一九七〇年代に入つて公平に行動する義務をとつ扱つたむのとつおも R. v. Gaming Board for Great Britain 事件⁽¹⁾があつたわよ。

一九六八年にやめた Gaming Act による英國において賭博場を営業したい場合には次のよつたな手続を踏む必要があつた。希望者は許可申請を the licensing justices に提出して許可をうけるわけであるが、この許可申請は何人でもやあれどもものではなくて、この申請をするに先立つて、申請希望者は信頼に値する人物として証明をうける必要がありそのよつたな証明をやれた者のみが申請人となりえたのである。そのよつたな証明は同法により設置された Gaming Board for Great Britain による機関からの certificate of consent による証明書を得るゝことよつたわればりとしたつた。したがつて Board から certificate of consent を与えられた者のみが免許申請をするゝことができるのであつた。

一九六八年法は Gaming Board の任務につき次のように法定してつた。⁽²⁾ 「(5)委員会は申請人はこの法律並びにこの法律に基づいて作られる規則の条項を守られるかとつかり、これらの敷地における賭博は公平かつ適切に営まれるかとつかり、敷地は混乱なくおたは迷惑をかけるゝとなく管理されかつ管理しようとする熱意があるかどうかと

「ハント、にのみ留意すべし。」(6)上記(5)に対する但書、委員会は特に、(a)申請人、(b)その人によりクラブが管理されまたはその人の利益のためにそのクラブが営まれることの（申請人以外の）人物の性格、評判、経済的名声を考慮に入れるべし。しかし申請人が(5)の中で述べられていることからを確保できそうでありかつそのことに熱意をもつているかどうかを決定するに際し関係ありと委員会に思える他の状況をも考慮してもよい。」以上の(5)とくGaming Board の法定任務は申請人が賭博クラブを經營する上での適格性を審査することであった。

一九六八年法はまた Gaming Board に対し、右任務を遂行する上で守るべき手続の制定権をも付与していた。この規定にもとづき Gaming Board 自身が定めた手続の骨子は、申請人は意見表明の機会が与えられること、並びに申請人は委員会をねずらわせてくる事項について可能な限り知らされるということであった。但し公益上の観点から情報源、場合によれば情報内容をも明らかにしないことがあるという条件付であった。

本件は原告がロンドンにおいて賭博クラブを經營すべくその許可申請をするに先立つて Gaming Board に對し certificate of consent の申請をしてそれが拒絶されたことから、Gaming Board の右決定の取消しを求めたものである。争点は、Gaming Board は Natural Justice 則の遵守義務があるかどうかとハント、あるとすればそれは守られたかといふことだねいた。

原告側弁護士が原告は財産権、営業権、生存権というような権利を剥奪されたと主張したことに対し、Lord DENNING は今回の事例で問題になつてゐるのは権利ではなく特権であると次のように述べる。「遊戯クラブ (Crockford's) を彼らが何らかの権利をもつていて奪われつてあるものとみなす」とは誤りである。彼らは彼ら自身のもうけのために「彼らの運まかせの勝負事を行う権利を以前にも持つていなかつたし、今も持つていない。彼ら

が本当に求めているふじの「ふせぬわけのために賭博場を経営する特権である。」の国で今までに許された、とのなご」とがりである。それを委ねられるに自分達は適してゐるかと彼のせむ譲りあきである」⁽³⁾。

では特権の付与を行うかどうかを判断する一過程に属して、Gaming Board の決定過程によれば、Natural Justice 則の遵守問題はどうなつておひつか。Board 側は Gaming Board は自分が好みよつて証明書を与へたり出へだつたから由由があら、おた Board は他の行政機関以上に Natural Justice 則に従う義務なしと主張しつつだ。これに対し Lord DENNING は「私は委員会は Natural Justice 則を守る義務があると思ふ。問題は、彼らのルールとせぬふじのからふべくふじある」と述べ、次に、

の原則適用上の一般問題に触れる。

「この Natural Justice 則は適用されぬふじかに關しての厳密なルールを述べることは不可能である。おたその範囲にてふじふじ可能である。おぐれせやの主題は、のどね。 (Russel v. Duke of Norfolk 判事 (1964) 1 All E. R. 109, 118. ピ TUCKER 判事が述べたる如く Durayappah v. Fernando 事件 (1967) 2 All E. R. 152, 156. ピの Lord UPJOHN 判事が述べたるを参照せよ) ものは、原則は司法手続 (judicial proceedings) のみ適用されるのどね。行政手続 (administrative proceedings) は適用されないふじわねられた。」の異説を Ridge v. Baldwin 事件におけるたたかいで述べられた。別の時期に、の原則は許可の付与または取消には適用なしふじわねられた。これがおだ語りである。R. v. Metropolitan Police Commissioner, ex parte Parker ピ Nakkuda Ali 事件ふじは、のほつた主張の依拠で先例でせな。 (Ridge v. Baldwin 事件で Lord REID ピ Lord HODSON が、これらの事件について述べたものを参照すべし)。したがつて、のほつた区分から離れて委員会の仕事と委員会は何

をなすべきかを考えてみよう。」⁽⁵⁾ ふ。されば Gaming Board は課せられている仕事の内容からその任務遂行過程でいかなる手続をふむべきかという遵守されるべき手続則を示し出せらとする立場で、ノーリヒナムサや Ridge v. Baldwin 以前にみられた任務が judicial か administrative かという分析とか、任務の内容が許可の付与に關係してゐるかなどだけで Natural Justice 則の適用を排すとかいう論理操作はみられず、より具体的に事を処理していくべきする姿勢がうかがえぬや。Lord DENNING は本件と入国関係の事件との間に類似性を見い出し、本件に一九六六年の Lord PARKER の論理を適用するのである。

「もしもあなたが入国関係の事件に言及するにこより見出されるであろうと私は思う。入国者は入国する権利をもつていながら、彼らは聽かれる権利をもつてゐる。それに関する原則は In re H. K. (an Infant) 事件で Lord PARKER により次の「とく適切に述べられた。曰く『たとえ入国管理官が司法的または準司法的能力において行動していないとしても、彼はともかく法定されてゐる事項について自分を納得させる機会を入国者に与えなければならない。そして入国者が管理官の疑惑をほらす」ことができるように、管理官自身の直接の印象はどんなものであるかを入国者に知らしめよ。これは司法的に行はれしたり司法的に行はれることが要求されてゐる問題ではなくて公平に行はれする」とが求められている問題である』と。これらの文言は「の委員会に適用されるように私には思える。法律は証明書を付与すべきかどうかを決定するに際して、委員会は特記されている事項にのみ留意すべしといふ表現で規定している。それは統いて委員会は公平に行はれする義務があるといふことになるのであると私は思う。委員会は申請人に第二表4(5)に特記されていることがらについて委員会を納得さす機会を与えないければならない。委員会は申請人が委員会の誤解を正すことができるように委員会の印象はどんなであつたかを申請人に知らせなければならぬ。

しかし委員会はあたかも委員会が申請人を役職から追放する時のように (Ridge v. Baldwin) または彼の財産を侵害する時のように (Cooper v. Wandsworth Board of Works) 彼にとって不利益となる情報を詳細に引用する必要があるとは私は思わない。結局彼らは何か悪いことをしたというので彼を責めているのではないのである。彼らは單に申請人の能力と熱意に關して調べ、そして申請人の性格、評判、經濟的名声に留意しているにすぎないのである。委員会はそこで公の利益を保護すべきであり、賭博クラブを經營する人物がそれを託されるに適しているかを見るべきなのである。⁽⁶⁾

次に情報の機密性と本人への告知との問題について次のように述べる。

「委員会は申請人について何かを知っている内外の警察から情報をうけとることができましたすべきである。委員会は別の信頼できる源から情報を入手できるしそうべきである。その情報の多くは機密である。しかしそのことは申請人がその情報に答える機会を与えられるべきでないということを意味しはしない。申請人は次の条件にしたがって機会を与えられねばならない。その条件とは、もしそうすることが情報を危険におとし入れるか、さもなくば公の利益に反するなら委員会は申請人にその情報源を知らせる必要があるとは私は思わないということである。……もしも委員会が彼らの情報源を明らかにすべきであるとするなら誰も報復を恐れてこれらのクラブに關しての情報を提供しないであろう。情報の内容の詳細についても同様である。もし委員会がすべての詳細事を明らかにする義務があるとすれば、それ自身が通報者を人手に渡すことになり彼を危険にさらすことになるであろう。しかしそすべての詳細事を明らかにすることなしに、委員会はあらゆる事件において申請人が委員会に答弁できるように申請人に対しても持ち上っている悪評についての充分な告知を申請人に与えるようすべきであると私は考えた。これが唯一の公平である。

そして委員会は全力をあげて公平であるよう努めなければならない。もし委員会が公平でないなら裁判所は介入する「ことちゅうちょしないであろう」⁽⁷⁾。以上、委員会は公平であるためには申請人にとって不利益な申立に対してもすべて答弁の機会を与えるべきだといふことである。但しこれらの情報についてはその詳細並びにどこから入手したかという情報源を知らす必要はないとする。この条件つき告知は本件のことがらの性質から出てくるものなのである。きわめて具体的的事例に側した判断といつべきであろう。

最後に、決定に理由を付す義務があるかという点につき次のように否定的見解を述べている。

「委員会はこれらすべてのことをするべきである」ということを受け入れた後、彼らがその決定に達するとき彼らはその理由を述べる義務があるかという問題が持ち上る。私は義務はないと思う。治安判事は判決に理由を付す義務はない（R. v. Northumberland Compensation Tribunal (1952) 1 All ER 122 判決参照）。委員会も義務ありとすべきではない。結局委員会が与えねばならない唯一のことは申請人の能力と熱意に関しての彼らの意見である。⁽⁸⁾」

以上述べてきた原則を本件に適用して判断した結果、Lord DENNING は委員会は公平に行動したという判定を下す。

「委員会が申請人の適切性を疑うに至ったといふの情報を委員会はすべて申請人の前に出した。委員会は情報源を公開しなかつたが情報の内容全部を明らかにした。……委員会は申請人に情報を取り扱う完全な機会を与えた。そして委員会はその決定に達した。一九七〇年一月九日の決定には誤りはあるなものであれ存在していなかつた。委員会はその理由を述べなかつた。しかし委員会はそうする義務はなかつた」と。

以上の「とく本件判決の特質は、Lord PARKER の論理を適用したことと公平に行動する義務の内容をかなり多

角的に論じてゐる点にある。すなわち公平に行動するとは不利益情報を当事者に告知しそれに対する反駁の機会を与えることであり、その情報源の本人への通告とか決定に対し理由を付すことまで含むものではないとしているのである。

同様に一九七〇年の *R. v. Birmingham City Justice, ex parte Chris Foreign Foods (Wholesellers) Ltd.* 事件⁽¹⁰⁾においても、行政機能を果してゐる治安判事の公平に行動する義務を認定してゐるのである。

一九五五年の *the Food Drugs Act* の九条⁽¹¹⁾は食品の検査、押収につき次のような規定を置いてゐる。

「(1) Council の担当官は人間が消費する目的としている食品をいつでも検査してよ。そしてその食品は売却されたもの、または売却のために店頭に出してあるもの、または売却を目的として所有あるいは寄託されているものをさす。そして担当官が当該食品は人間が消費するには不適当と考える場合にはそれを押収して治安判事に提出し、治安判事の処理を求めることができる。

(2) 前項にもとづいて何らかの食品を押収する担当官は、その食品の所有者にこの食品を治安判事の処理にまかすという自分の目的を告げなければならぬ……。

(3) ……治安判事は提出された食品が人間の消費に不適当と考える場合には、それを不適当と宣告し廃棄処分を命ずるかまたは人の消費には使わないように処分されるよう命令すべし。」

また本件事例が関係していくる食品の着色に関して一九六六年の *the Colouring Matter in Food Regulations*,

1966 C reg. 5 (1) は次のように規定してゐる。

「人の消費のために売却、寄託、輸送またはイングランド、ウェールズに輸入される、生あることは化学的に処理加

工されていない野菜にはそれに印をつけるため以外、いかなる着色物をも添加してはならない。」

本件原告は輸入食品業者であった。彼がガンビアから輸入したさつまいもに着色物が添加されていたことから前記の一九六六年規則にふれ、したがって人間の消費に適さないと考えた市の係官がこれを治安判事のところへ持ち込んだのが事件の発端である。ガンビア産のさつまいもは本来ピンク色をしているが船積みする時に太陽で色がぬけてしまったため、本来の色をとりもどすために着色物が添加されるのであるが、ここで問題はこの着色物が生いももしくは化学的に処理加工されていないもに添加されたのかどうかということであった。もしその事実が認められれば一九六六年規則違反となり治安判事は一九五五年法による権限を行使できるわけであった。そこで本件では治安判事がいかなる手続をふんで被着色物につき右の判定を下したかが問題となつた。彼は三月十九日係官から右物件をみせられた結果生であるという印象をうけたと同時に市の分析担当官 (public analyst) がこれらのいもは化学的に未加工であると述べている証明書を見た。この結果については適切に原告に告知されたところ原告は反対証拠を提出したい旨申し立てたので審理は四月一日まで延期された。四月一日の審理では市側からは何の証拠も提出されなかつたが、出席した原告はいもは生でも化学的未加工の状態でもなかつたという証拠を提出した。原告側の主張が終了した時治安判事は立ち上つて分析担当官と主席獣医官 (chief veterinary officer) との二人から助言を得たいと述べて二人をともない退席した。そして数分後に帰席した彼は問題となつてゐるさつまいもは化学的未加工であると判断を示し、したがつて人の消費には不適であるという宣告をしこれらの物の廃棄命令を下した。本件はこの廃棄命令の取消しを求めて certiorari を請求しているのである。

Lord PARKER はあくまでも本件の任務にたずねわつてゐる治安判事の立場についての議論 (すなわち司法的機能を果

していったのか、司法的取調べをしていたのか、行政官であるがその権限行使過程で司法的取調べを行っていたのか、貫して行政官であったのか等)に一九六六年の *Re H. K. (an Infant)* 事件における入国管理官についての議論との類似性をみてとら、その事件における例の自分の意見に触れ、ふも 1 の治安判事の機能が問題となつた一九五六年の *R. v. Cornwall Quartet Sessions Appeal Committee, ex parte Kerley* 事件における DONOVAN 判事の次の意見 “even though he was acting in an administrative or executive capacity he, i. e. the justice, had to bring qualities of impartiality and fairness to bear on the problem” に触れる、よりより治安判事の職務の性格分析をやるゝことなく、その性格がいずれのものであれ公平に行動する義務が存在するゝことを当然のこととするわけである。これはやはり例の伝統的な機能分析の論理構成はみられない。

ではそれは本件では遵守されたといえるか。四月 11 日の審理で市側から何の証拠も提出されなかつたから点についでは「私はたゞこれら係官が審理で証拠を提出しなかつたとしても、もし異議申立人(本件の申請人)が彼らが答弁しなければならない点は何であるのかをすでに告げられてゐるなら、それを不公平とは思わない。そしてあちらんこの審理において申請人は明らかにそれを知つていたしかつそれを処理するための証拠を持っていた」として、答弁すぐ問題の内容が当人に告知されてゐることが必要なのであり、本件ではそれは知られていたのでこの点には違反はないとするわけである。

しかし審理の最後の時点に治安判事がとつた行動は公平則に反すると次のように述べる。

「本件のような事件に適用されるかあつ Natural Justice 則の内容は公開性、不偏性、公平性といふに限定されるが、それが破られたと私が感ずる点は判事が助言をうるために一人の公務員とともに退席し、それから他の三人

が法廷にもどり治安判事が判決を宣告した時である。このような事件において判事は、彼が帰ってきた時自分がうけとつた助言はどんなものだったのか異議申立人がそれを取り扱えるように本人に知らすことが可能でないかあり、異議申立人のいない所で新しい助言をうけたりまたは新しい証拠を聞いたりしないように細心の注意を払わねばならないと私には思える。⁽⁴⁾

以上のように公平に行動する義務は入国管理官、治安判事等に求められていたが、これ以外にも会社法にもどりつか通産省が任命する検査官とかタクシー営業の免許権者等にも求められてきているのである。

Re Pergamon Press Ltd. 事件において Lord DENNING は会社法にもどりく検査官の仕事の性質について述べた後、権限行使上課されている義務につき次のように述べる。

「彼らの仕事と彼らの報告書が」のよくな結果を引きおひやとこう」とが判明したので私は迷うことなく検査官は公平に行動しなければならない (must act fairly) と考えるのである。彼らは司法的でも準司法的でもなく、ただ行政的であるにすぎないけれども、これは他の多くの機関に課されているのと同じように彼らにも課されている義務である。」⁽⁵⁾ とし Gaming Board for Great Britain, ex parte Benein 事件の存在を指摘している。そして公平に行動する義務の具体的な内容を次のようなものとする。「検査官は彼らが最善と考える方法で情報を入手できるが彼らはある人物を批難するに先立つて、その人物に自分に不利な証言を正したり反駁したりする公平な機会を与えなければならぬ。彼らははつきりした出所を示す必要はない。問責の概略を告げるだけで十分である。⁽⁶⁾」と。

そして一九七一年の Re Liverpool Taxi Owners' Association 事件においても次のように免許権者に公平に行動する義務を求めているのである。

「リバプール市は一八四七年法 (Town Police Clauses Act, 1847) によつて免許の申請について考える場合、同機関は公平に行動する義務を負わされている。」のことは同機関は特定申請人だけでなく他の利害関係人（または利害関係団体）の言い分をも聽かねばならない」とを意味している。……同機関は行政的機能を果していいるといわれるかもしない。しかしたとえそうであつても裁判所の最近の立場からすると同機関は公平に行動しなければならぬのである。したがつて当裁判所は同機関が公平に行動しているかを確認せんとしているのである。⁽¹⁹⁾」と DENNING 判事は述べ、また「同市がどのような政策を採択するにせよ、それが利害関係人すべてに対し適正かつ公平な注意を払つたのちになされたものであるかどうかを当裁判所は確認しようとしているのである。」ののような裁判所の介入権限は、一時考えられていたように問題となつている機能が司法的とか準司法的である事例に限定されているのではない。最近の判例は当裁判所が過去におけるよりもっと広範囲にわたり介入を行うことを示している。たとえこの機能が行政的であると言われる場合でさえ裁判所は公平性を確保するために必要であれば適切な事件においてちゅうちょする」となく介入を行うのである。⁽²⁰⁾ と ROSKILL LJ. も同じように行政的機能の場合でも公平に行動する義務のあることを力説している。

なお本判決では、利害関係人に聴聞の機会が与えられなかつたので公平に行動する義務に反したと認定され、それを理由にその救済として禁止命令 (prohibition) を出すことが認められた。これは従来禁止命令が司法的機能を果していふことを条件に出されてきたことを考へると、公平に行動する義務違反を理由に伝統的な機能を果していいる当該機関に禁止令状が出されたことの意義は大きい。これは公平に行動する義務が、 certiorari, prohibition の分野にも影響を与えたことを立証しているのである。

(1970) 2 All E. R. 528.

(23) Sch. 2, para. 4 (5) and (6), to the Gaming Act 1968; (1970) 2 All E. R. 532.

(24)(25) ibid., 533.

(6) ibid., 533-534.

(7) ibid., 534.

(8) ibid., 534-535.

(9) ibid., 535.

(10) (1970) 3 All E. R. 945.

(11) Section 9 of the Food and Drugs Act 1955; R. v. Birmingham City Justice (1970) 3 All E. R. 946, 947.

(12) (1956) 2 All E. R. 872.

(13)(14) (1970) 3 All E. R. 949.

(15) Re Pergamon Press Ltd, (1970) 3 All E. R. 535.

(16)(17) ibid., 539.

(18) Re Liverpool Taxi Owners' Association, (1972) 2 All E. R. 589.

(19) ibid., 594.

(20) ibid., 596.

追々、本判決中で「リハグ判事が話及してこの免許関件の先例における免許付与行為者は司法的機能を果してゐるのみならぬ」といふことがわからぬ。

「駆車や乗合バス免許の付与とこれが機能を行使する所を求める者は、大部分、司法的機能を果してゐる。ところが、この権限は裁判所で遵守されるべき厳格な証拠則、手続則に拘束されねばならぬけれども彼等は司法的に行動する義務があつてゐる。法に従つて審理し決定を下すことが彼らの任務であつて彼等の仕事を公平、不偏の精神で遂行しなければならない」とある。」(SANKEY J. in R v. Brighton Corp, ex parte Thomas Tilling Ltd (1916) 85 LJKB 1552 at 1555, (1972) 2 All E. R. 594.)

七、むすび

聴問の権利と公平なる機関の判断をうける権利はある機関が国民の権利に影響を及ぼすような判断を下すに際し、その判断を正しいものとするためには判断過程で最少限保障されねばならないものであるという認識は現代社会においてますます広く認められてきている。このような手続上の公平性の確保を重んずる考え方が伝統的に英米法の中です特に重視されてきたことはよく知られているところである。しかし成文憲法典をもつてない英國においてはこのような法思考は憲法典中の原則ではないばかりか、國家機関中最高地位を認められている国会の定めてきた原則とも一般的にいって言えないものである。これはまさに英國においては *Natural Justice* 則という言葉で示されてきた司法部の司法部内における正義則であったのである。したがって英國における行政手続の適正化の問題は憲法典から引き出される憲法上のルールの行政過程への適用の可否とか、国会法による行政手続の適正化の問題としてではなく司法のルールの行政への適用の可否の問題として展開されてきたのである。ここに英國公法の特質とそれがゆえに他の国にみられない困難点が存していたのである。英國以外の国家において当事者に告知聴聞の機会を与えることと判断機関構成員の公平性の確保ということが国家機関全体を拘束する憲法規範として認められるに至った段階においても、英國特有の状況は存続しつづけているのである。本稿の目的はこの英國的特殊状況の一面を解明することにあつた。すなわち英國司法部はいかなる論法により *Natural Justice* 則に体現されている司法における手続上の公平則を行政機関に適用してきたかということであり、言いかえれば国会法がこの点に関し何も法定していない下で行政機関の権限行使過程をどのようにして司法の監督下においてきたかということであった。このいささか大きな課題を私は

十九世紀英國司法部の現代英國への再生という点に焦点をあてて論じたのである。

十九世紀特にヴィリトリア王朝期のイギリス裁判所は Natural Justice 則の適用に関し一種の司法積極主義ともよびうるコモン・ロー優位の立場を表明していたことがうかがえる。それは特に聴聞の権利等が法定されていない場合やその義務の存在を認定したいくつかの判決が示している態度であった。一八三一年の *Capel v. Child* 事件で Lord LYNDHURST, C. B. は「牧師に判断を下す権限が与えられている。コモン・ロー並びにヨクイティ上のあらゆる原則に従うなら、」⁽¹⁾のよくな判断は最初に当事者が自己の弁明を聽かれる機会を与えられないかぎり宣告されないし、またたとえ宣告されたとしても効力をもつことはできないのである。⁽²⁾」と述べ、また一八五一年の *Bonaker v. Evans* 事件においては聴問なしに司教が牧師の寺禄を没収したことは無効であると判断した PARKE, B. 判事は「實際、議会が明文でもつてあるいは默示により」⁽³⁾のよくな必修の前提手続をふまざに行動する権限を与えたのではないがぎり、人は自らに対する責めに答えるための公平な機会を与えられるまである犯罪を理由に司法手続により自由や財産の剥奪をうけることはないと明確に証明されている命題は他に存在しないのである。」と述べているのである。」⁽⁴⁾のよくな聽問権が法定されていない場合でもそれを普遍的原則として法律中に読み込んでいく立場は一八六三年の *Cooper v. Wandsworth* 事件における著名な一文「Dr. Bentley's Case (1723)」にほじまりじくつかの「最も最近の事件に至る長い一連の判決は、当事者は聽かれるべし」という」とか要解説していいる積極的文言がたとえ制定法中に存在していなくともコモン・ローの正義がこの立法部の手ぬかりを補うであらうとしたう」と立証している。」⁽⁵⁾ BYLES 判事の意見に至ってその頂点に達したともいえるのである。では「のよくなコモン・ロー優位の立場、別の言い方をするなら聴問権に限定するかぎりこれを憲法的規範とみ

なした」の立場はその後なぜ、そのままの形で今日に継承されなかつたのであらうか。またなぜ特に二十世紀における一九一九年頃より一九五〇年代までの間ににおいてこの司法積極主義はすたれていつたのか。そしてどのようにしてそれは再びよみがえつてきたのか。その社会的背景については戦争による迅速性の要請等いろいろ考えられるが、本稿では司法部が積極主義をとつたり消極主義をとるに至る際の行政行為に対する介入の正当化論理の内容分析を目的としたのである。

その論理の特質はまず第一に行使される権限の機能分析にあつた。すなわちある行政機関が国民に対し行使している権限は立法的なものか行政的なものか、それとも司法的なものであるのかといふことに主点がおかれるところにその特質があつたのである。そしてその機能が司法的と認定された場合にのみ Natural Justice 則の遵守義務が生ずるというものであつた。この論理からすると司法的と認定する範囲が広くなるほど司法の行政権に対する介入は広がり、逆に認定が厳格になると司法の介入は消極的色彩をおびてくるという効果を伴つものであつた。なぜこのような機能分析に二十世紀の司法部は固執せざるをえなかつたのか。一つには前述したとく、Natural Justice 則が本来司法部を拘束するルールとして発展してきたことから、このコモン・ロー上のルールを行政機関に適用するには国会の授權がないかぎり、当該機関の権限中に司法的側面を認定しもつて司法部との類似性を理由としてこのルールの適用をせざるをえなかつたのである。今ひとつには国民の求める司法救済が大権令状中の certiorari といふこれもまた裁判所にのみ適用される令状である場合が多かつたためである。すなわち行政機関を certiorari に服さす」ともまたその機関における司法的要素の存在をもつてしか主張できなかつたのである。そして certiorari を請求する理由が越権行為ではなく Natural Justice 則違反の場合にはなおさら事態が複雑になつてきたのであつた。しかしこのような機能

分析により結果として二十世紀司法部を消極的方向へ向けるに至った論理上の遠因は実は前述した十九世紀のコモン・ロー優位の諸判決中についたとみるべきであろう。たとえば *Capel v. Child* 事件において Baron BAYLEY は「司法的手続の性格をそれ自身の中に備えているすべての事件においては、判定の影響をうける」となる当事者は聴聞される機会を与えられるべきだということは一般に認められている原則ではなかろうか」⁽⁴⁾ この事件で問題となつた司教の権限の司法的性格を指摘しているし、また一八六三年の *Cooper* 判決でも違法建築取りこわし権を司法的機能と認定していたのである。ゆえに十九世紀司法積極主義は機能分析に基づいた上でものであつたことが伺えるのである。しかしこの機能分析の結果下された司法的機能という認定そのものが客觀性を帯びていたかどうかは問題のあるところで、*Ridge v. Baldwin* で Lord HODSON が指摘したこととく、これらの権限を行政的なものと認定するとしても可能な程度のものであつた点に注目すべきであろう。要するに十九世紀の段階で示された司法性の認定そのものがすでにその中に客觀性を欠く面を持つていたということは、本来これは機能分析の結果にもどづいて Natural Justice 則の適用を行つたといふのではなく、まず行政機関への当ルールの適用はあるべき姿であるという司法の姿勢、政策、立場、態度が最初にあり、その後にこれを英國憲法の構造下で正当化するにはどうしてもその機関が司法に類似している必要があるので司法的と認定したと言う方が、今日的視点からみるかぎり真実であったよう思えるのである。だがその後の裁判所は、特に二十世紀に入ってからの裁判所はこの十九世紀法廷が示した機能分析論に忠実に従おうとした結果、次のような内容をもつものとなってきた。

行政機関の果している機能を分析する際にその基準として大体定着してきたものは、その権限が両当事者間の権利の確定をする場合すなわち両当事者の争いに判定を下すという機能を果していいる場合と、事実認定と法の解釈と認定

事実への法の適用という機能を果している場合を司法的と認定し、権限行使結果による決定が裁量による場合を行政的としてきたといえる。⁽⁵⁾特に裁判所が両当事者間の争いの存在に重点を置いてきたことは本稿でみてきた通りである。しかしこの基準を厳格に適用すると司法的と認定される行政機関の行為の幅は狭くなる可能性をもつており、そこから免許の取消とか免職処分とか私有財産に対する侵害という国民が日常ひんぱんに遭遇するような重要な行政決定が司法部の統制からはずれていくことになるという欠点をもつていたのであった。まさにこれが現実となつたのが Nakkuda Ali に代表されるような事件であった。この欠陥をただすものとして出てきたのが機能分析の放棄と公平に行動する義務の出現であった。

Ridge v. Baldwin 判決は公安委員会の免職処分が関係人の年金受給権の剥奪という結果を引きおこす点を重視し、このように個人の権利に影響を与えるような権限は司法的に行使されねばならないとして、聴聞の機会を保障する義務の存在を認定したのであった。この権限行使の結果が利害関係人に与える影響により Natural Justice 則の適用の有無を決めるという考え方は、もはや當時一般的であった機能分析論とは無関係のものであった。機能分析論からすれば明らかにこの事件は行政的機能の例に属し、第二審判決の方がむしろ当時の先例に合致したものであった。したがってこの判断は一種の政策決定を裁判所が行つたものとみることができる。個人の権利に影響を与えるような権限は Natural Justice 則に従つて行使されねばならないという憲法的政策の採択がなされたのである。そこには Natural Justice 則を適用する上で理論の構築はみられない。機能分析論のゆきづまりを大胆に飛び越えたとしか言いようのないものである。しかしそれは結論において一般にうけ入れられる妥当性を有していたのである。これに統いて出てくる公平に行動する義務則になるところの感は一層強くなるのである。行政機関が純粹に行政機能を果し

こころとしてもなお当該機関は公平に行動する義務ありとする考え方にはせぬに新たな立法政策の採択というべきである。Ridge v. Baldwin 判決を一步おし進め国民共通のニア・プレーの感覚を規範化しそれをもって行政機関といえどもそのルールの適用外ではないとしたこの手並はあややかなものであった。このには機能分析論にみられる理論的側面はその影響あるといめいないのである。この公平に行動する原則は Ridge 判決のむつ結論の部分、すなわち行政的機能を果す行政機関といえども司法的に行動しなければならぬとして「あるべき姿」の面を反論の余地なきものとしたものであつたが、ある 1 つの Ridge 判決の結論を理論化しようとしたものが公平則が出た同じ年代に出でてゐることをも付け加えておくべきである。

それは利益衡量論⁽⁶⁾とよばれるにふれねしもので、Natural Justice 則の適用性を問題の決定が関係人の利害に与える影響により決めるとして、次の三点に目を向けようとするのである。①決定の各々の関係人の利害に対する影響の有無。②その利害関係は裁判所の保護をうけれるものかどうか。③この利害関係までの程度深刻な影響をうけるかと云ふのである。すなわちこれは個人の利益と公益とを比較衡量して Natural Justice 則の適用される範囲を決めようとする方法で、このような立場を表明したのは一九六七年の Durayappah v. Fernando 判決⁽⁷⁾である。このような考え方がこの後どの程度うけ入れられていくかは今後の課題の一つとなるべく。

だが Ridge v. Baldwin 判決を契機にして機能分析の立場は完全に公平則とか利益衡量の考え方によりついで代わられたのではあるのか。必ずしもハドソンの如きはさうだ。Ridge v. Baldwin 判決直後に Privy Council が下した 1 つの判決中にはこの機能分析の立場がうががえる。それは 1 つの大学教員解雇問題をとり扱つた Vidyodaya University of Ceylon and others v. Silva 事件⁽⁸⁾で、ある 1 つは文部大臣の権限が問題となつた Maradana

Mosque (Board of Trustees) v. Badi-ud-Din Mahmud and another⁽⁹⁾ である。ムガルの certiorari を請求した事件であった。

一九七〇年代に入つても公平則と並んで機能分析の立場も依然として堅持されている。たとえば警察官の解雇問題を扱つた *Re Godden* 事件⁽¹⁰⁾では「強制退職を導くような決定は明らかに司法的性格のものであつ *Natural Justice* 則を守らねばならぬ」と私は考える。⁽¹¹⁾ *J. DENNING* 判事は述べ、また「警察官は無能力となるにふれか、もしくはだとすればその無能力は回復不可能なものであるかどうかを判定するために警察当局により任命された有資格医師はその判断に達するに際して明らかに準司法的機能を果してゐる。当該医師と当該警察官との関係は普通の医者と患者との関係ではない。」⁽¹²⁾ で私が彼は準司法的機能を果してゐると言つた時、私は彼は裁判所の性格をおびたことを行うべきだとかの警察官の弁護士の言い分を聞くべからずとか言つてゐるのでは決してない。また彼は証拠法則の拘束を受けるのでもない。がしかし彼は公平に行動しなければならないのである」と *SALMON, L. J.* が述べてゐる。

また *Glynn v. Keele University and another* 事件⁽¹³⁾においては、副総長の行使してゐた権限の内容を分析した結果「私は」のような権限は大学の学生の身分にとって非常に重要なものであるから副総長は彼がそれらの権限を行使してゐる時司法的能力で行為していると考えられねばならないという判断に達した。私はこれらの権限を単なる内部規律の問題として扱う」とが正しきとは思えないと⁽¹⁴⁾ 判事は述べてゐる。これらは機能分析に立て *Natural Justice* 則の適用を認めた例であるが、*Pearlberg v. Varty* の *House of Lords* 判決⁽¹⁵⁾においては税務検査官 (Inspector of Taxes) の機能は行政的なものであり司法的なものでないがゆえに *Natural Justice* 則の遵守義務は生じてしないという伝統的な機能分析からする判断である。また *Bates v. Lord Harlsham* 事件⁽¹⁶⁾では問題

となつた機関の機能が立法的なものであつて、行政的なものでなかつたので *Natural Justice* 則の遵守義務も公平則の遵守義務もないと判定している。一種の機能分析の立場といえよう。⁽¹⁾ のような伝統的機能分析の立場は certiorari 関係の事件に多く見られる」とも付言しておきたい。

公平に行動する義務の内容は実際には *Natural Justice* 則のルールと重つてゐるところがであるが、*Natural Justice* 則の適用範囲に関する現状は大変広いものになつてゐる。それは「裁判所はこの原則を排除するに充分なる状況が存在していないがあり、すべての決定権限にこの原則を適用しようとする傾向が見られる。⁽¹⁷⁾」と指摘されぬほどに至つてゐるのであり、またその状況はこのルールの適用範囲の制限を考えなければならないところにまできてゐるのである。すなわち「*Natural Justice* の原則は広く適用されていて大変重要なものであるが、これらは適切な範囲に限定されねばならないので野放しにされぬ」とが許されではならないのである。⁽¹⁸⁾ とまで言われるに至つてきてゐるのである。一九六三年の Ridge v. Baldwin 判決を境にいかに英國司法部の立場が積極主義へ転化して、今やその制約について考える声が聞かれるにまで至つたかをよく物語つてゐると言えよう。一九五〇年代の判決とその傾向の消極性を歎いた諸論文の存在を考えると隔世の感があるともいえよう。

今日 *Natural Justice* 則はその適用の拡大とともにルールの具体的な内容と適用の範囲が大変問題となつてきてゐるが、これについての考察は稿を新たにすることにし、本稿ではこのルールの行政機関への適用を拡大するに至つた一契機とその論理を明らかにすることを通して、手続上の公平則がひとり裁判所のみを拘束する規範にとどまるところなく、国家機関全体を拘束する憲法的規範となつていく過程の一端を解明しようとしたのである。ゆえに *Natural Justice* 則適用に際して展開された裁判所の技術的論理そのものは素材として取りあげただけで、ハハで重

要となるべきものその結果果した裁判所の機能とするに足る。すなはち英國裁判所は英國憲法のゆつ構造上の制約内に於てはかかず葉の遊び的印象すら与えがちな技巧を通して憲法規範の創造に積極的役割を果してゐたのである。

(1) Capel v. Child, 149 E. R. 235; Ridge v. Baldwin, (1963) 2 All E. R. 113-114. 本稿第五章註³。

(2) Bonaker v. Evans (1851) 16 Q. B. D. 162; Paul Jackson, *Natural Justice* p. 3.

(4) 本稿第五章註³

(5) S. A. de Smith, *Judicial Review of Administrative Action* (Stevens, 3rd. ed., 1973), pp. 64-77, 162-163, 346-348; T. C. Hartley and J. A. G. Griffith, *Government and Law*, (Weidenfeld and Nicolson, 1975) pp. 322-325; R. v. Manchester Legal Aid Committee, (1952) All E. R. 480, 489.

(6) T. C. Hartley and J. A. G. Griffith, op. cit. p. 325.
(7) Durayappah v. Fernando and others, (1967) 2 All E. R. 152.

ヤーマン Municipal Ordinance, S. 277 (1) は地方自治体に対する中央政府の監督について次のよう規定してゐる。「文書によるとかまたはそれ以外の申立てによつて、ある市議会（自治体の議会）は課されてゐる任務を遂行する能力がないか、ぬくべ連続して任務の遂行を怠つてゐるか、あるいは連続して法律の規定を守ることを拒んでゐると大臣が判断する時は、このうち、大臣は官報にのせられる命令により、議会は解散され交換されねばならぬ、そしてただちにすぐに行われたことには影響やれぬことなく解散されりの市令または他の制定法規により付与やれてゐる議会の権利、特権、権限、義務を持つ、又行使する、又も停止されぬことを命じてよ。」

一九六三年十一月議員の一般地方選挙が行われ本件に関する Jaffna 地区議会の議員十八名が任期三年（一九六六年末まで）で議会に選出された。選挙後一年半の間に市長が四名変わつて異常事態の中で議会と議員との行動に関する苦情が大臣に申し立てられた結果、大臣が Commissioner of Local Government に当該事項の調査をし即刻報告するよう命じた。

一九六六年五月二十七、二十八両日 Commissioner が Jaffna を訪れ議会のすべての議事録を調べた。がその際、議員になんかの質問をしなかつたしました議員に対し当該事項についての意見表明の機会をも与えなかつた。Commissioner が五月二十九

日大臣に報告書を提出し、大臣は同田 Jaffna 市議会は自己に付与されている義務を遂行する能力がないように思えると判断し、前述の Municipal Ordinance S. 277 (1) による権限行使して当市議会は一九六六年五月二十九日付をもって解散され新議会に替えられるべしとする命令を下した。

本件における争点は、自治大臣が Municipal Ordinance S. 277 (1) による権限行使するにはそれに先立つて Natural Justice 則を遵守しなければならないかとこういふことであった。すなわち当該市議会に対し公式に聴聞される機会を与へるゝことなく Jaffna 市議会を解散した大臣の権限行使は正当化されるかどうかとこういふことであった。

本件はセイロン最高裁判決（一九六六年九月二十二日）を不服とする Jaffna 市長からの上告に対する Privy Council の判断である。セイロン最高裁は同じ条文の下で同じ争点に対し同法廷が示した初期の 'Sugathadasa v. Jayasinghe' 事件判決を今回的事例にも適用したのであるが、同判決の中には次のようない判断が示されていた。曰く「一般的に、何事かの条件などこれらのみで有効となる次のような表現は司法的に行行為する義務を排除する。それらは『思える場合には (where it appears to)』とか『……の納得いく場合には (if it appears to the satisfaction)』とか、『もし納得するなら (if the.....is satisfied that)』のような表現である」。これが法文上の授権条件の表現形態からその授権された権限の性格を引か出すやうな手法で、以上列記されてきたような法文はその権限が行政的な権限であることを示しているとする伝統的分析の論理を展開したものであった。

このようない立場から公平則適用の有無を判定するやり方に對し Lord UPJOHN はまず次の「」とく反対の意を表明する。曰く「われわれは、こういう接近方法に不賛成である。これらの種々のあおり文句は考案されるべき問題の紹介にはなるが Audi Alteram Partem (両当事者の言ふ分は聞かれるべし) とこう問題に関する指示をほとんど与えてはいない。制定法ほりの点に關し自ら明確にするべきであるからやうべし。それが問題が生じないだらう。もしやうしないなら、その時は Cooper Wandsworth Board of Works 事件における BYLES 判事により述べられた原則が適用されねばならない。彼は次のように述べた。『Bentley's Case (1723) は始めるに至る長い一連の判決の過程が、たとえ制定法中に当事者は公式に聞かれるべしとこういふを要求して、明文規定が存在していないなくともコモン・ローの正義が立法の怠慢を補うであらうとすることを立証している。』もし法律が別のようであつたならば（問題になつた）文語が（今回の） S. 277 (1) に非常に類似しない Capel v. Child のような事件は異つたようない決定をもつていたにちがひない。この事件は實際 Audi Alteram

Partem の原理の発展過程における重要な事件である。本件に対する解決は S. 277 (1) の最初の文書の考察にゆとりでいただけではなく、深い吟味が必要である」と。以上の「」と、Lord UPJOHN は行政機関にある権限を与えている授権条項の解釈のみに留め置いてその権限行使の仕方を引き出すところなどを明言する。彼は権限行使に対する条件の存否を判定するには、文書の解釈だけでなく、より深い考察の必要性を説くのである。ではその考察が何なる形態のものなのか。Ridge v. Baldwin の論理との関係はどうなるのか。彼は続けて次のように述べる。曰く「我々はもちろん Ridge v. Baldwin という最近の事件に言及した。ソリドはリの原則が非常に綿密かつ注意深く吟味された。」この事件においては Audi Alteran Partem の原則が適用されるべき事件の分類があまずところなくなされたのではなかつた。むしろしていれば誰もがただだれわれわれは思う。職務を解雇されたり、財産を奪われたり、クラブから除名されたりするようなら、一般的な理由に加えて、ソリの原則があくまでも一般的な理由に加えてのみ適用される廣範な分野が存在していると思ふ。Load REID は R. v. Electricity Comrs. 事件を吟味する際に指摘したように BANKES 判事は権限の性格から司法的要素を推定した。ソリ ATTKIN 判事も同じことをした。……よく知られた事件以外においては法律の文言に加えて、一般的原則の適用に関する一般的ルールは規定されえない。ソリの原則が適用されるべきかどうかを考えると、常に心に留めなければならぬ三つの事項があるとわれわれは考える。その三事項とは以下のことである。第一は、不正義について申し立てている者によって持たれている財産、職業、地位、任務等の性格はどういうものであるのかと、ソリとあり、第二は、処置を行つたりある者は監督権を行使する資格ありと主張している者はいかなる状況においてまたはいつどう場合に介入する資格があるのか、第三に介入する権利が証明されると実際上、一方の者はどういう制裁をもう一方の者に加える資格があるのかと、ソリとある。ソリの原則の適用についての問題が適切に決定されうるのは、以上の三点全部についての考察に立つのみである。」(ibid., p. 156)

(8) (1964) 3 All E. R. 856.

(9) (1966) 1 All E. R. 545, 550.

(10) R. v. Kent Police Authority, ex p. Godden, (1971) 3 All E. R. 20.

(11) ibid., 25.

(12) ibid., 26.

(3) (1971) All E. R. 89.

(14) ibid., 96.

Pearlberg v. Varty (1972) 2 All E. R. 6, 10, 14.

Bates v. Lord Hailsham of St. Marylebone and others, (1972) 3 All E. R. 1019, 1024.

Gaiman v. National Association for Mental Health, (1971) Ch. 317, 333, (1970) 2 All E. R. 362.

Hounslow L. B. C. v. Twickenham Garden Developments, (1971) Ch. 233, 258; Paul Jackson, op. cit., pp. 3-4.

S. A. de Smith, op. cit., pp. 28-31; Lord Edmund-Davies, "Judicial Activism", *Current Legal Problem* 1975 p. 1.

Nakkuda-Ali, (1951) A. C. 66; R. v. Metropolitan Police Commissioner, ex p. Parker, (1953) All E. R. 717; H. W. R. Wade, "The Twilight of Natural Justice?", (1951) 67 L. Q. R. 103; D. M. Gordon, "The Cab-Drivers' License Case," (1954) 70 L. Q. R. 203.

（六）一九七〇年七月八日付の「自然公正の原則」。

S. A. de Smith, op. cit., chap. 4, 5.; Paul Jackson, op. cit.; T. C. Hartley and J. A. G. Griffith, op. cit., chap. 16.; G. W. Keeton, *English Law-The Judicial Contribution*, (David & Charles, 1974), chap. 12.; The Lord Morris of Borth-y-Gest, "Natural Justice", *Current Legal Problem* 1973, pp. 1-16.; D. H. Clark, "Natural Justice: Substance and Shadow", (1975) *Public Law* 27; C. P. Seepersad, "Fairness and Audi Alteram Partem", (1975) *Public Law* 242; H. W. R. Wade, *Administrative Law*, (Oxford 1971) chap. 5.

日本における問題と関連する研究（主として論文、書籍等）は、以下の如きである。一九七〇年七月八日付の「自然公正の原則」（英米法文献叢書）によれば、この原則は、一九七〇年の米国最高裁判所の判決「ハーリー・エイムス事件」（現代法全集）に於けるものである。この判決は、一九七四年秋に日本で開かれた「自然公正の原則」（日本公法学会）の講演記録である。

（七）「自然公正の原則」（法學研究）（昭和四〇年一月号）。